

岩手県告示第 155 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成 20 年 2 月 21 日
- 2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
  - (1) 住所 下閉伊郡普代村第 9 地割字銅屋 13 番地 2
  - (2) 名称 普代村
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 下閉伊郡普代村第 17 地割字野胡桃 29 番 22 及び 33 番地先水面
  - (2) 区域 別紙図面のとおり。
  - (3) 面積 485.32 平方メートル
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成 17 年 9 月 26 日岩手県指令漁港第 229 号
- 5 埋立地の所在市町村 普代村

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び久慈地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。